



各種助成等

医療費等



各種助成等

▶ こども・高校生等医療費の助成

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童が健康保険の対象となる診療を受けたときに、自己負担分の医療費を助成します。

※都外医療機関で受診された場合や都外の国民健康保険組合に加入の方は、現金給付による助成



▶ 小児慢性特定疾病医療費助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

悪性新生物(がん)、慢性腎疾患など小児慢性特定疾病にかかる児童に対する小児慢性特定疾病医療費助成(都制度)の手続きを受け付けます。



▶ 難病患者の医療費助成

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

難病医療費助成の対象疾病にかかっている方で医療費助成の認定基準を満たしている方に、難病を治療するための医療費のうち、健康保険及び介護保険の適用後の自己負担額の一部を助成します。



▶ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

千代田保健所健康推進課感染症対策係 ☎5211-8173

東京都が実施しているB型、C型ウイルス肝炎治療医療費助成の手続きを受け付けています。



▶ 心身障害者の医療費助成

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

「愛の手帳」1～2度、「身体障害者手帳」1～2級と3級の内部障害者、「精神障害者保健福祉手帳」1級で、健康保険に加入している方が診療を受けるとき、国民健康保険、各種社会保険等からの給付額を差し引いた自己負担額の一部が助成されます(所得制限・年齢制限があります)。



▶ 身体障害者の自立支援医療(更生医療)

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、原則として東京都心身障害者福祉センターが必要と認めた方が対象です。

障害の程度を軽減または除去するために行う手術等にかかる医療費について、健康保険の自己負担額を助成します(所得税額に応じて別途自己負担と一部所得制限があります)。



▶ 精神障害者の自立支援医療費助成

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

障害者総合支援法に基づき、精神障害者が通院治療を受ける場合、医療費を東京都が負担します。同一保険世帯の住民税額等に応じて自己負担額が定められています。



▶ 結核患者の医療費助成

千代田保健所健康推進課感染症対策係 ☎5211-8173

周りの方に感染させるおそれがあるために入院治療が必要と判断された場合には、原則として、結核医療費が全額助成されます(世帯の所得により、一部負担あり)。



通院で治療する方は、結核医療費のうち医療保険適用後の自己負担額が原則5%になります。ただし、区民税非課税の方は自己負担分が助成される制度があります。

▶ 大気汚染(ぜん息患者)の医療費助成

千代田保健所地域保健課地域保健係 ☎5211-8174

東京都の区域内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有し、大気汚染の影響を受けたと推定される疾病(気管支ぜん息等)にかかった方が対象です。新規の申請は、18歳未満の方のみが対象で、健康保険等適用分を差し引いた自己負担額(入院時の食事療養費等を除く)が助成されます。気管支ぜん息のほか慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気腫にかかった方も対象です。申請により認定されると「医療券」が交付されます。



※現在認定を受けて医療券をお持ちの方で、生年月日が平成9年4月1日以前の方は、更新申請のみ可能。健康保険等適用分を差し引いた自己負担額(入院時の食事療養費等を除く)のうち、月額6,000円までは自己負担

▶ 不妊検査等助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

東京都の不妊検査等助成を受けており、不妊検査等開始日から申請日までの間、夫婦(事実婚も含む)のいずれかが継続して区内に住所を有している方に、不妊検査等に要した費用と東京都の助成額の差額(上限2万5千円)を助成します。



※助成回数は夫婦1組につき1回

▶ 特定不妊治療費助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

東京都の特定不妊治療費助成(新規の受付は終了)を受けており、申請時に夫婦(事実婚も含む)のいずれかが区内に住所を有している方に、東京都の助成額の1/2の額(上限15万円)を助成します。



▶ 妊娠高血圧症候群医療費助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

妊娠により、高血圧になったり、尿たん白の数値が悪化したりして入院加療を必要とする方に医療費を助成します。



▶ 未熟児の医療費助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

身体の発育が未熟なままで生まれ入院を必要とする方に対して、医療費を公費で負担します(世帯の所得により一部自己負担があります)。



▶ 自立支援医療費助成(育成医療)

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

身体に障害のある児童(18歳未満)が、指定育成医療機関で受ける障害を除去する効果が期待できる医療の医療費の一部を助成します(所得制限あり)。



▶ ひとり親家庭等の医療費助成

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

ひとり親家庭等の父母等の養育者及びその児童が病院や診療所で診療を受けたときに支払う医療費の自己負担分を助成します(所得制限あり)。



各種助成等



各種
助成等

▶ 発達障害等の療育経費助成

児童・家庭支援センター発達支援係 ☎5296-9281

発達障害等の子ども(0歳～18歳になって最初の3月31日まで)が、専門性のある療育・相談機関等で検査・相談・療育を受けた際の経費の一部を助成します。



▶ 難聴者補聴器購入費助成

障害者福祉課障害者福祉係 ☎5211-4214

聴覚の身体障害者手帳の対象とならない程度で、日常生活に支障がある方を対象に、補聴器購入費の9割を助成します(50,000円を限度)。



購入する前に申請が必要です。聴力レベル基準、所得制限があります。

▶ 中等度難聴児発達支援事業 (18歳未満を対象とした補聴器購入費助成)

障害者福祉課障害者福祉係 ☎5211-4214

聴覚の身体障害者手帳の対象とならない程度で、18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の9割(上限123,300円)を助成します。ただし生活保護法による被保護世帯または区民税非課税世帯には、10割(上限137,000円)を助成します。



また、補聴器の装用に関する専門家の調整を受ける場合2,000円の加算、デジタル式補聴器の付属品を同時に購入する場合、別途加算があります。

購入する前に申請が必要です。聴力レベル基準、所得制限があります。

▶ がん患者のウィッグ等購入費助成

千代田保健所健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

がんと診断され、現在その治療を行っている方で、がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除等により、ウィッグや帽子、胸部補整具を必要とする方に対し、購入やレンタル等にかかった実費(上限30,000円)を助成します。
※申請は、対象者1人につき1回限り(18歳未満



の方を除く)。申請期限は購入やレンタル等の費用を支払った日の翌日から1年以内

▶ 若年がん患者在宅療養支援事業

千代田保健所健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

40歳未満でがんの末期状態と診断された方に対し、訪問介護や福祉用具の貸与、購入のための費用などを助成します。



※助成を希望する場合は事前に申請が必要

▶ はり・きゅう・マッサージ施術補助

保険年金課国民健康保険係 ☎5211-4205

後期高齢者医療係 ☎5211-4206

40歳以上の国民健康保険の加入者および後期高齢者医療制度の加入者が、区が指定している施術所で、はり・きゅう・マッサージを受ける際に、補助する利用券があります。ただし、保険料に未納がある方は補助を受けることができません。

▶ 人間ドックの利用補助

保険年金課国民健康保険係 ☎5211-4205

後期高齢者医療係 ☎5211-4206

40歳以上の国民健康保険の加入者および後期高齢者医療制度の加入者が、区と協定している医療機関で人間ドックを受診するときに20,000円を補助をします。事前に申し込んでください。ただし、75歳以上の方は長寿健診を受診しない方に限ります。また、保険料に未納がある方は補助を受けることができません。

子ども

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

▶ 児童手当

中学校修了前の児童を養育しているとき、手当が受けられます(所得制限があります)。



▶ 児童育成手当

死亡や離婚などの理由により父または母がいない18歳までの児童は、児童育成手当が受けられます(所得制限があります)。



▶ 児童扶養手当

18歳までの児童(中度以上の障害があるときは20歳未満)で、次に該当するときに受けられます。



- ・父または母がいないとき
- ・父または母に重度の障害があるとき

※受給資格者または児童が公的年金を受けられるとき(児童が額加算対象の場合を含む)は、全部または一部が支給停止

▶さらに、児童扶養手当受給世帯には次のような減免制度があります。

■JR通勤定期の割引・都営交通の無料乗車券

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

■粗大ごみ処理手数料の免除

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

粗大ごみ受付センター ☎5296-7000

・収集日の14日前までに粗大ごみ受付センターに連絡

・収集日の7日前までに申請書、児童扶養手当証書の写しを千代田清掃事務所に郵送

■都営水道料金の基本料金免除

(都)水道局千代田営業所 ☎5298-5351

領収書、児童扶養手当証書を持参または領収書と子育て推進課発行の証明書を郵送

▶ 児童育成手当(障害手当)

20歳未満の児童で「愛の手帳」1～3度程度、「身体障害者手帳」1～2級程度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症のときに受けられます(所得制限があります)。



▶ 特別児童扶養手当

20歳未満の児童で「愛の手帳」1・2度程度(一部3・4度を含む)、「身体障害者手帳」1～3級程度(下肢障害は一部4級を含む)のときに受けられます(所得制限があります)。



▶ 次世代育成手当

年齢や所得の制限により児童手当を受けられない高校生相当年齢(18歳)までの児童を養育しているとき、次世代育成手当が受けられます。



各種助成等



各種
助成等

ひとり親家庭

母子家庭及び父子家庭 自立支援給付金

生活支援課生活支援係 ☎5211-4126

母子家庭の母または父子家庭の父で、児童扶養手当を支給されているなどの条件を満たしている方への、主体的な技能取得や能力開発等の取り組みを支援する給付金制度です。事前にご相談ください。



養育費確保支援

生活支援課生活支援係 ☎5211-4126

ひとり親で養育費に関する公正証書等の作成その他養育費確保に係る手続きを行った方へ、その費用を一部助成します。要件がありますので、事前にご相談ください。



教育関係

私立幼稚園等園児保護者 負担軽減事業

子ども支援課保育運営支援係 ☎5211-4117

区内にお住まいでお子さんが私立幼稚園等に通園している世帯に、保育料等の一部を助成しています。



就学援助

学務課学務係 ☎5211-4284

区内に住み、お子さんが小学校・中学校等に通学している保護者の方で、生活保護を受けている方、またはこれに準ずると教育委員会が認める方に給食費や学用品費などを援助しています(所得制限があります)。



外国人学校児童・生徒 の保護者への補助

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

外国人学校に在籍する児童・生徒(外国籍または日本を含む重国籍の方)の保護者に対し、補助金を交付しています。



高齢の方

高齢者福祉住環境整備

高齢介護課介護事業指定係 ☎5211-4336

65歳以上の方で、日常生活動作に困難があり、住宅の改修が必要と認められた場合に、その改修費用の一部を給付します(事前申込制)。



高齢者運転免許証自主返納支援事業

環境まちづくり総務課交通対策・監察係 ☎5211-4345

70歳になる誕生日を過ぎてから、すべての運転免許証を返納した方を対象に、5,000円分が利用できる交通系ICカードを交付します。なお、申請期間は返納した日から1年以内です。



高齢者向け返済特例制度

①住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度

住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎0120-0860-35

(一財) 高齢者住宅財団 ☎6880-2781

満60歳以上の高齢者の方が、マンション建替え事業等の住宅を建設・購入する場合や自ら居住する住宅に部分的バリアフリー工事、耐震改修工事またはヒートショック対策工事を施すリフォームを行う場合、返済に関する特例制度が利用できます。



リフォーム融資



まちづくり融資

②千代田区高齢者向け返済特例制度助成

住宅課住宅管理係

☎5211-3607

住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」を利用した融資を申し込んだ高齢者の方に、(一財)高齢者住宅財団で行った簡易不動産鑑定費用と融資に伴う債務保証料の一部を助成します。



▶ リフト付福祉タクシー

区内在住で、車いすを利用しているなど乗用車タイプのタクシーを利用することが困難な方がご利用いただけます。

▶ 利用料金

迎車料金は区が負担していますので、一般のタクシーメーター料金のみ負担となります。

※福祉タクシー券がご利用できます。

▶ 利用方法

タクシー会社(日立自動車交通㈱☎5682-6294)に直接予約してください。予約は1か月前から前日まで受け付けます(配車できる車両台数に限りがありますので、満車の場合はご利用できない場合があります)。

障害のある方

▶ 障害者福祉手当(区制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

「愛の手帳」1～4度、「身体障害者手帳」1～3級、「精神障害者保健福祉手帳」1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、戦傷病者(第3項症まで)、難病医療費助成の対象疾病の方が受けられます。所得制限があります。

※新規申請は65歳未満の方が対象

月額 15,500円(身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方は10,500円)



▶ 東京都重度心身障害者手当(都制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

- ①重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方
- ②重度の知的障害と重度の身体障害の重複している方
- ③重度の肢体不自由で両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度以上の身体障害のある方。所得制限があります。

※新規申請は65歳未満の方が対象

月額 60,000円



▶ 特別障害者手当(国制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

心身に著しい重度の障害があるため日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の方が受けられます。所得制限があります。

月額 27,980円(令和5年4月～)



▶ 障害児福祉手当(国制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

心身に著しい重度の障害がある20歳未満の方が受けられます。所得制限があります。

月額 15,220円(令和5年4月～)



▶ 福祉手当(経過措置)(国制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

昭和61年3月31日現在、改正前の国制度の福祉手当を受給していた方が受けられます。所得制限があります。

月額 15,220円(令和5年4月～)



各種助成等



各種
助成等

▶ 福祉タクシー券の支給

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

障害者、難病患者の方がタクシーを利用するとき、その料金の一部を助成する利用券を支給します(資格要件があります)。



▶ 自動車燃料費助成

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

障害者、難病患者の方が使用する自動車の燃料費の一部を助成しています(資格要件があります)。



▶ リフト付福祉タクシー

区内在住で、車いすを利用しているなど乗用車タイプのタクシーを利用することが困難な方がご利用いただけます。

▶ 利用料金

迎車料金は区が負担していますので、一般のタクシーメーター料金のみとなります。

※福祉タクシー券がご利用できます。

▶ 利用方法

タクシー会社(日立自動車交通㈱☎5682-6294)に直接予約してください。予約は1か月前から前日まで受け付けます(配車できる車両台数に限りがありますので、満車の場合はご利用できない場合があります)。

▶ 自動車改造費の助成

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

身体障害者の方が所有し、運転する自動車の操行装置および駆動装置等の一部を改造するとき、経費の一部を助成します(資格要件があります)。

▶ 自動車運転免許取得費補助

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

障害者の方が、自動車運転免許を取得するときに、経費の一部を補助します(資格要件があります)。



▶ 都営交通の無料乗車券

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

身体障害者手帳、愛の手帳などを持っている方に都営交通の無料乗車券を交付します。



▶ 精神障害者都営交通乗車証

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、都営交通無料乗車証の交付を受けることができます。手続きは、都営交通の定期券売り場で行ってください。

くらし

▶ 飼い主のいない猫の手術費の一部助成

千代田保健所地域保健課動物愛護担当 ☎6256-8177

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を希望される方に、手術費の一部を助成します。

▶ 生ごみ処理機購入費の助成

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

ごみの減量とリサイクル促進のために、家庭用生ごみ処理機購入費の助成を行っています。



助成金額

購入金額(税込)の3分の2(上限30,000円)

▶ 家賃等の助成

住宅課住宅管理係

☎5211-3607

家賃等の一部を助成します。所得制限、要件等がありますので、詳しくはお問い合わせ、または区のホームページ(二次元コードからアクセス可)をご覧ください。

①次世代育成住宅助成

親元近居のために住替えを行う子育て世帯・新婚世帯や、子どもの誕生・成長に伴い区内転居する子育て世帯を対象に、家賃・住宅ローンの一部を助成します。



②居住安定支援家賃助成

高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯が、取り壊し等により転居が必要な場合や、やむを得ない事由により世帯の所得が著しく減少した場合などに、家賃等の一部を助成します。



▶ マンション安全・安心整備助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

マンション管理組合が、共用部分に手すり等を設置、またはエレベーターに地震時管制運転装置・戸開走行保護装置・その他停電時自動着床装置の設置を含むエレベーターのリニューアル工事、防犯カメラの新設・更新を行う場合に、その費用の一部を助成します。

▶ 耐震化促進助成制度

建築指導課構造審査係

☎5211-4310

旧耐震基準による建築物(昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物)の耐震化や、要除却ブロック塀等の改善を促進するため、費用の一部を助成します。



①特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

特定緊急輸送道路に接する建築物の所有者を対象に、補強設計及び耐震改修等に要する費用の一部を助成します。

②建築物の耐震化促進

事務所や店舗等の所有者(法人の場合は中小企業等)を対象に、耐震診断・補強設計に要する費

用の一部を助成します。

③住宅付建築物の耐震化促進

事務所や店舗等の一部に住宅がある建物の所有者(法人の場合は中小企業等)を対象に、住宅部分の耐震改修等に要する費用の一部を助成します。

④マンション等の耐震化促進

分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの所有者を対象に、耐震診断・補強設計・耐震改修等に要する費用の一部及びアドバイザー派遣に要する費用を助成します。

⑤木造住宅の耐震化促進

木造住宅に居住する高齢者のみの世帯や要介護認定者を含む世帯等を対象に、耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成します(令和7年度までは、世帯の要件はなく、居住者のいるすべての木造住宅が対象となります)。

⑥要除却ブロック塀等の改善促進

道路などに面する高さ1m以上のブロック塀などで、地震時に倒壊するおそれのあるものを対象に、撤去及び撤去後に行う軽量フェンス等の設置に要する費用の一部を助成します。

▶ ヒートアイランド対策助成

環境政策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

■緑化への助成

建物の屋上や壁面への緑化を行う方へ費用の一部を助成します。

■高反射率塗料などへの助成

建物の屋上や壁面への高反射率塗料の塗布、窓ガラスへの日射調整フィルムの貼付、ドライ型ミスト発生装置の設置を行う方へ費用の一部を助成します。

▶ マンションのコミュニティ活性化事業助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

マンションの維持管理や防災対策、管理組合活動などを円滑に進めるため、その前提となるコミュニティ形成に関するイベントを実施する際、費用の一部を助成します。



各種助成等



各種助成等

▶ マンション劣化診断調査費助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

将来予定される大規模修繕に計画的に取り組む目的で、建物及び設備について調査を実施する場合に、当該調査費(調査費及び長期修繕計画の作成・見直しを含む)や簡易耐震診断に要する費用の一部を助成します。

▶ 分譲マンション共用部修繕工事債務保証料助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

管理組合が共用部修繕工事を実施する際に、住宅金融支援機構の融資を利用し、マンション管理センターに債務保証の委託をした場合に、その債務保証料の一部を助成します。

▶ マンション再生方針検討助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

建設後30年以上経過したマンションで、建物再生の方針を検討する際、事前調査費用やコンサルタント費用等の一部を助成します。

▶ マンション再生計画検討助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

建設後35年以上経過したマンションで、マンション単棟の建替え等建物の再生計画を検討する際、計画の検討費用やコンサルタント費用の一部を助成します。

■災害用資器材等購入費助成

マンションの管理組合等で確保すべき、窓・ドアの破壊器具(バール・ハンマー等)、階段避難器具、発電機、テント、ヘルメット、浸水対策用品(止水板、土のう、水のう)等の資器材等購入費用を一部助成します。

■AED設置

区内のAED設置台数を増やし地域防災力の向上を図るため、マンションのオープンスペース等を活用し、AEDを無償で設置します。

■エレベーター非常用備蓄キャビネットの配付

震災発生時等のエレベーター閉じ込め事故対策として、救助されるまでの間、不安やパニックにならないように、飲料水や携帯トイレなどを備えたキャビネットを配付します。

マンションの防災計画等の策定支援

地震等の災害発生時に、地域と連携しながら災害に対応するための「マンション防災計画」の策定や防災訓練の企画等について、マンション防災アドバイザーを無料で年度内6回まで派遣します。

生活資金

▶ 一時的な資金の調達に

生活支援課生活支援係

☎5211-4126

応急資金(福祉資金)

区内在住者が、葬儀、出産、就学、災害、入院などの理由で、一時的に資金が必要になったときにお貸しします(生活費は除く)。無利子で保証人は不要です。

なお、区内居住期間や収入等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 生活福祉資金の貸し付け

千代田区社会福祉協議会

☎3265-1901

①福祉資金福祉費・教育支援資金

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、教育支援資金・療養費・介護費などの貸し付けを行います。

※資金種類により貸付上限額が異なります。

②緊急小口資金

低所得世帯を対象に、医療費の支払いなどで緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった方へ小口資金の貸付を行います。

※生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が要件となります。

③不動産担保型生活資金

将来にわたり住み慣れた我が家での生活を希望する高齢者世帯に対して、現在住んでいる家と土地を担保にして、その土地の評価額の7割相当を限度額として生活資金の貸し付けを行います。

※集合住宅は対象となりません。

④総合支援資金

失業等により生活の維持が困難となった世帯に対し、生活再建までの継続的な相談支援と生活費や住宅入居費等の貸し付けを行います。

初回の相談から貸付まで1ヶ月から1ヶ月半かかることがあります。(緊急小口を除く)

また、ご相談の内容により、ご希望に沿えない場合があります。

収入等の要件もありますので、まずはお電話でご相談ください。

▶ その他の奨学資金の貸し付け

■東京都育英資金 (高校・高等専門学校・専修学校)

東京都私学財団育英資金担当

☎5206-7929



■日本学生支援機構奨学金

(大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校)

日本学生支援機構

☎0570-666-301または☎6743-6100



■日本政策金融公庫教育ローン

(高校・短大・大学・大学院・専門学校・各種学校等)

日本政策金融公庫

☎0570-008656または☎5321-8656



■交通遺児育英会奨学金

交通遺児育英会 ☎0120-521286

または☎3556-0773



■あしなが育英会奨学金

あしなが育英会 ☎0120-77-8565

または☎3221-0888



■母子福祉資金・父子福祉資金

生活支援課生活支援係

☎5211-4126

都内に6か月以上住む母子家庭の母

または父子家庭の父等で20歳未満のお子さんを扶養している方に、修学資金等をお貸しします。



■受験生チャレンジ支援

生活支援課生活支援係

☎5211-4126

①東京都貸付事業

中学3年生・高校3年生等(20歳になる年度まで)の子どもを養育している方に、高等学校(特別支援学校高等部・高等専門学校を含む)および大学等(短期大学・専修学校・各種専門学校を含む)の受験料と、これらの入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受験費用を貸し付けます(所得制限があります)。

②区独自助成事業

東京都の貸付事業を利用して、大学等の受験料負担が8万円を超えた方に受験料の一部を助成します。

■知多和育英会奨学金

千代田区社会福祉協議会

☎3265-1901

千代田区に居住し、勉学意欲があり、高い志を持ちながら、経済的理由などで修学が困難な方に修学に必要な学資金の一部を援助(給付)します。詳しくはお問い合わせください。

住宅資金

▶ マイホームの新築・購入・リフォーム等資金の融資

住宅金融支援機構の融資

住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎0120-0860-35

マイホームを新築・購入するときに利用できる、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供している長期固定金利住宅ローン【フラット35】や、耐震改修工事を行う方向けのリフォーム融資等のメニューがあります。



各種助成等



各種助成等

▶ 賃貸住宅建設時の融資

住宅金融支援機構本店地域業務第一部まちづくり
業務グループ ☎5800-8468

共同建替え事業、地区計画等適合建
替え事業や省エネ基準を満たす賃貸住
宅、サービス付き高齢者向け賃貸住宅
を建設する方に、長期・固定金利の資金を融資し
ます。



ゼロカーボン

▶ 電気自動車や充電設備 設置への助成

環境政策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

水素自動車(燃料電池自動車)、電気自動車、プ
ラグインハイブリッド自動車を購入した方へ助成
します。(グリーンエネルギー自動車助成制度)

また、急速充電設備、普通充電設備、充電コン
セント、充電コンセントスタンド、V2Hを購入
した方へ助成します。(グリーンエネルギー自動
車充電設備等導入費助成制度)

▶ 再エネ電力に切替えた方 への助成

環境政策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

契約電力を再生可能エネルギー 100%電力へ
切替えた家庭に現金 2 万円等を支給します。(再
生可能エネルギー 100%電力切替促進事業)

▶ LEDや空調設備等を改 修した方への助成

環境政策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

住宅やマンション共有部、事業所ビル等におい
て、省エネルギー改修等(LEDへの交換工事、空
調機器の改修、二重窓への改修等)をした方へ費
用の一部を助成します。(省エネルギー改修等助
成制度)

▶ 省エネ建物を建築する方への助成

環境政策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

千代田区建築物環境計画書及びBELA評価書に基
づき算出した年間のCO₂排出削減率が一定以上
削減されている計画の建築主に対し、CO₂削減量
に応じて助成します。(低炭素建築物助成制度)

▶ 中小企業者等脱炭素経営 支援助成制度

環境政策課企画調査係 ☎5211-4255

区内の中小企業者等を対象に、脱炭素経営につ
いてコンサルタント相談を実施した際の費用の一
部を助成します。

中小企業等

▶ 障害者を雇用する事業主への援助金

障害者福祉課施設・就労支援担当 ☎5211-4219

従業員数が43.5人未満で、継続し
て3か月以上区内に住所を有する障害
者を雇用している特別区の地域に所在
する事業所に援助金を、障害のある就労実習生を
受け入れた企業に報奨金を支給します。



▶ 福祉サービス事業所産休・ 育休等代替職員確保助成金

(障害者サービス) 障害者福祉課給付・指導担当

☎5211-4128

(介護保険サービス) 高齢介護課介護事業指定係

☎5211-4336

区内で福祉サービスを提供する事業
所が、勤務する職員の育児休業等の取
得に際し代替職員を雇用する場合に、
事業者に対してその経費を助成します。



▶ 商工融資あっせん制度

商工観光課経営相談・融資担当 ☎5211-4344

区内で中小企業を経営している方やこれから始められる方を対象に、営業資金・設備資金や起業資金など事業に必要な資金を、指定金融機関に融資あっせんします。

また、企業が抱える個別経営課題を中小企業診断士に相談できる窓口を開設しています。



▶ 産業財産権取得支援

商工観光課商工振興係 ☎5211-4185

新たな開発や事業の創出等を支援するため、区内で中小企業を経営している方などを対象に産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の取得に係る経費の一部を助成します。



▶ 次世代育成支援行動計画策定奨励金

子育て推進課子育て推進係 ☎5211-3653

次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上の従業員を雇用する事業主は、従業員が仕事と家庭生活を両立できるよう雇用環境の整備などを行う「一般事業主行動計画」を策定し、届け出をすることが義務付けられています。

区では、従業員100人以下(10人以上)の区内の事業主に雇用環境の整備を促すため、奨励金を交付し、一般事業主行動計画の策定に積極的に取り組めるよう支援しています。要件等詳しくは、お問い合わせください。



▶ 中小企業仕事と家庭の両立支援

国際平和・男女平等人權課 ☎5211-4166

千代田区内の中小企業で働く従業員のワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍推進をめざし、仕事と子育て・介護を両立しやすい職場づくりに取り組む区内中小企業に対して、奨励金・助成金を支給します。

要件等詳しくは、お問い合わせください。



各種
助成
等